

事業報告

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきたが、急速な少子高齢化などにより、その財政は依然として厳しい状況にある。

このような中、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を図ることを目的に、新たな制度の創設を含む諸改革が段階的に施行され、平成20年4月から後期高齢者医療制度及び特定健康診査・保健指導などが始動し本格的な施行を迎えた。

本会においては、この改革に的確に対応するため、次の業務に取り組んだ。

1 後期高齢者医療制度への対応

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、広域連合から受託した診療報酬審査支払業務の開始、広域連合電算処理システムの運用支援をはじめ、市町村事務の支援や保険者レセプト管理システム導入の準備を進めた。

2 特定健康診査・特定保健指導への対応

特定健診等のデータ管理システムの構築を行うとともに、特定健診・保健指導等の実施体制の確保に向け、各保険者間の調整、情報交換、研修会の実施など、関係機関と連携・協力しながら円滑な事業の推進に努めた。

3 診療報酬審査支払業務の推進

診療報酬審査支払業務の適正かつ迅速な審査に努めるとともに、保険者事務の効率化に資するため、磁気媒体及びオンラインによる請求の増加への対応、歯科レセプトの電子化に向けての準備、画面審査の本格実施、保険者レセプト管理システム導入の準備などを進めた。

4 介護保険給付適正化対策の推進

平成20年度からの介護給付適正化3ヵ年計画の実施に伴い、モデル保険者を設定し適正化システムの活用研修やケアプラン分析システムの導入などを行い、保険者の給付適正化の推進に努めた。

5 個人情報保護及び会計事務処理の適正化

個人情報を含む情報資産の保護管理の徹底を図るため、審査機関による情報セキュリティ管理システム（ISMS）の認証を継続した。また、会計事務については、引き続き、公認会計士による外部監査等を実施し、適正な処理に努めた。